

はじめに



岡山市では、口腔の健康は全身の健康に大きく影響を及ぼすものであり、食事や会話など、日々の生活を豊かにするためにも欠かせないものであるとの考え方のもと、歯と口腔の健康づくりの一層の推進に向けて、平成24年9月に政令指定都市では初となる「岡山市歯と口腔の健康づくり条例」を制定しました。

その翌年度には、「歯と口の働き(口腔機能)の健全な育成、機能の維持・向上」、「障害者(児)、要介護者の口腔の健康の保持・増進への取組」を重点課題とした「岡山市歯科保健基本計画」を策定し、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりのための施策を推進してまいりました。

この度の改訂にあたっては、これまでの10年間の取組の成果と課題を踏まえ、子どもから高齢者までのむし歯予防や歯科疾患予防、壮年期からのオーラルフレイル予防等、生涯を通じた歯科口腔保健の推進を図ることで、さらなる市民の歯や口の健康の維持・向上と健康寿命の延伸を目指してまいります。

市民のみなさま、そして、保健・医療・福祉・教育等関係者の方々におかれましては、今後とも、本計画に基づく歯科保健施策の着実な実施に向けて、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会の委員の皆さまをはじめとする関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月
岡山市長 大森雅夫

目次

第Ⅰ章 岡山市歯科保健基本計画(第2次)の基本的な考え方	1
I 計画策定の趣旨・目的	1
II 計画の位置づけ	1
III 計画の期間	1
IV 基本的な考え方	2
V 持続可能な開発目標(SDGs)との関係性	3
VI 第1次計画の取組の評価	4
1 最終評価の方法	4
2 最終評価の概要	4
第Ⅱ章 岡山市における歯科口腔保健の現状と課題	10
I 歯の数	10
II 口腔機能の低下	11
III 乳歯と永久歯のむし歯	12
IV 歯周病の人の増加	13
V 岡山市の歯科医師数	14
第Ⅲ章 岡山市歯科保健基本計画(第2次)の基本方針	16
I 口腔機能の獲得、維持・向上	16
II 定期的に歯科検診や歯科医療を受けることが困難な人々(障害者(児)、要介護者等)への対応	24
III 医療・各種サービスとの連携	27
第Ⅳ章 資料	32
I 岡山市歯と口腔の健康づくり条例	32
II 歯科口腔保健の推進に関する法律	35
III-1 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次) (歯・口腔の健康づくりプラン)	38
III-2 歯・口腔の健康づくりプラン推進のための説明資料(一部抜粋)	49
IV 岡山市歯科保健基本計画(第2次)策定経緯	51
V 岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会	51
VI 岡山市歯科保健基本計画(第2次)策定に関する調査結果	52
1 健康市民おかやま21(第2次)最終評価アンケート調査結果 (歯科保健関係部分抜粋)	52
2 岡山市歯科保健基本計画(第1次)最終評価アンケート調査結果	65
VII 参考資料	77
1 口腔機能の獲得、維持・向上	77
2 むし歯予防	82
3 歯周病予防	84